

財務省告示第三百九十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成十六年（二千四年）新潟県中越地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成十八年十月十日

財務大臣 尾身 幸次

財務大臣が平成十六年（二千四年）新潟県中越地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成十八年十一月五日とする。

都道府県	指定地域
新潟県	長岡市のうち、古志種苧原、古志虫亀、古志竹沢、古志東竹沢、古志南平